

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

大分地方裁判所佐伯支部

裁判所書記官 吉 賀 剛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 13 日から 令和 8 年 10 月 20 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 11 時 00 分 場 所 大分地方裁判所佐伯支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午後 1 時 00 分 場 所 大分地方裁判所佐伯支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (詳細は当庁事務室前ロビーに掲示しています。) (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	18,500,000 14,800,000	一括	3,700,000	0	0
1	1,060,000				
2	2,820,000				
3	14,620,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 6 番 1
地 目 宅地
地 積 6 4 . 5 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 2 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 7 番
地 目 宅地
地 積 1 7 1 . 9 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 3 所 在 佐伯市中村西町 2 2 0 7 番地、2 2 0 6 番地 1
家屋 番号 2 2 0 7 番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 9 2 . 0 7 平方メートル
2 階 8 5 . 5 1 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 23 日

大分地方裁判所佐伯支部

裁判所書記官 吉 賀 剛

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 6 番 1
地 目 宅地
地 積 6 4 . 5 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 2 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 7 番
地 目 宅地
地 積 1 7 1 . 9 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 3 所 在 佐伯市中村西町 2 2 0 7 番地、2 2 0 6 番地 1
家屋 番号 2 2 0 7 番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 9 2 . 0 7 平方メートル
2 階 8 5 . 5 1 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1

令和8年(ケ)第2号
令和8年4月14日受理
令和8年6月12日提出
(評価人 長野 研一)

現況調査報告書

大分地方裁判所佐伯支部
執行官 松田 裕一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 6 番 1
地 目 宅地
地 積 6 4 . 5 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 2 所 在 佐伯市中村西町
地 番 2 2 0 7 番
地 目 宅地
地 積 1 7 1 . 9 0 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1
- 3 所 在 佐伯市中村西町 2 2 0 7 番地、2 2 0 6 番地 1
家屋 番号 2 2 0 7 番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 9 2 . 0 7 平方メートル
2 階 8 5 . 5 1 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9
共有者 B 持分 1 0 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	大分県佐伯市中村西町4番11号	
土地	物件1, 2	
現況地目	☒ 宅地(物件1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件3	
種類, 構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	売却対象工作物太陽光発電システム, ヒートポンプ給湯器, 看板柱	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■共有者B	1 本件建物で、整骨院を営んでいました。 2 本件建物には、私と共有者Aの家族が住んでいます。
■共有者Bの娘	1 本件建物に、太陽光発電システムがありますが、最初から付いていました。 2 自動販売機は、亡父が設置しました。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 本件建物の占有状況については、現場の状況及び関係人の陳述を総合して、2枚目記載のとおりであると認定した。 3 本件土地と隣接地との境界は、ブロック塀が存在し、明確である。 4 太陽光発電システムは、本件建物の専用設備であることから、売却対象工作物であると認定した。 5 ヒートポンプ給湯器は、本件建物の専用設備であることから、売却対象工作物であると認定した。 6 看板柱は、本件建物の設備であることから、売却対象工作物であると認定した。 7 自動販売機は、売却対象外工作物であると認定した。 8 本件土地は、市道に設面している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

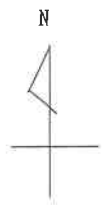
(3枚目)

(調査経過用)

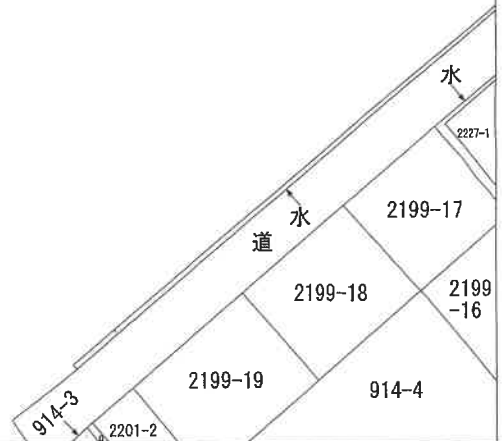
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月14日(火) 10:20-10:40	大分地方法務局佐伯支局	公図等取得
令和8年4月14日(火) 11:10-11:30	物件所在地	物件確認, 占有調査 共有者Bから聴取
令和8年4月14日(火) 11:40-12:00	佐伯市役所	建物間取図写取得
令和8年4月23日(木) 15:10-15:20	当庁	共有者Bの娘から聴取(電話)
令和8年5月26日(火) 10:45-11:30	物件所在地	占有調査, 立入調査, 写真撮影 評価人同行
令和8年6月11日(木) 11:40-11:50	当庁	共有者Bの娘から聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 申立人から借用した鍵により解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

イ 水 ハ 水



対象物件



請求部	所在	佐伯市中村西町				地番	2207番			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

(5 枚目)

038693

前2206 後2206-1 45.1.30

地積測量図

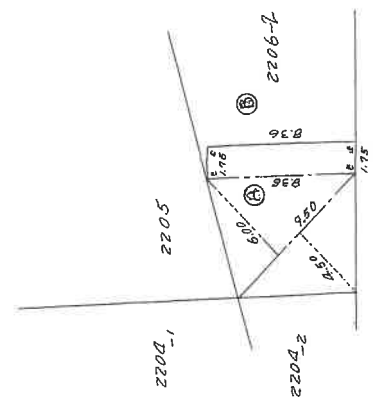
地番	2206-12
土地の所在	佐伯市亨中村保中村西町

昭和45年1月30日	製作年月日
製作者	

申請人	
-----	--

植積計算

⑥
 $\sqrt{2.00 \times 9.50} = 57.00 \sqrt{}$
 $\sqrt{4.50 \times 9.50} = 42.75 \sqrt{}$
訂正 99.75
1/2 $\frac{49.875 \text{ m}^2}{14.63 \text{ m}^2 \sqrt{}}$
 $\sqrt{1.75 \times 8.36} = 14.63 \text{ m}^2 \sqrt{}$
合計 60.505 m²



縮尺	1/300
----	-------

(大分県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：令和2年1月29日

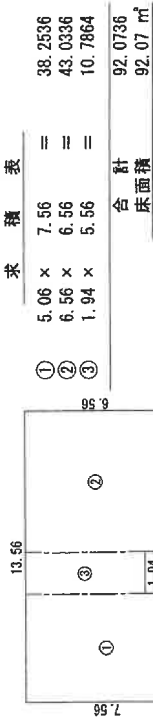
(7 枚目)

建物図面

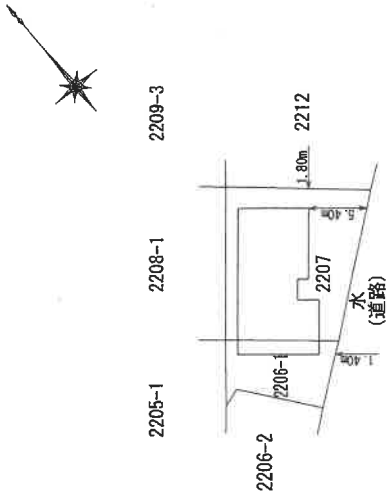
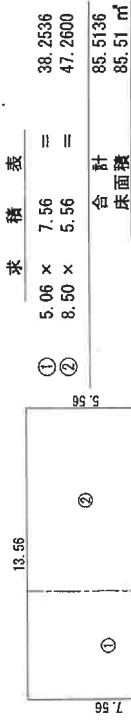
各階平面図

家屋番号	2207番
建物の所在	佐伯市中村西町2207番地、2206番地1

1階



2階



作成者

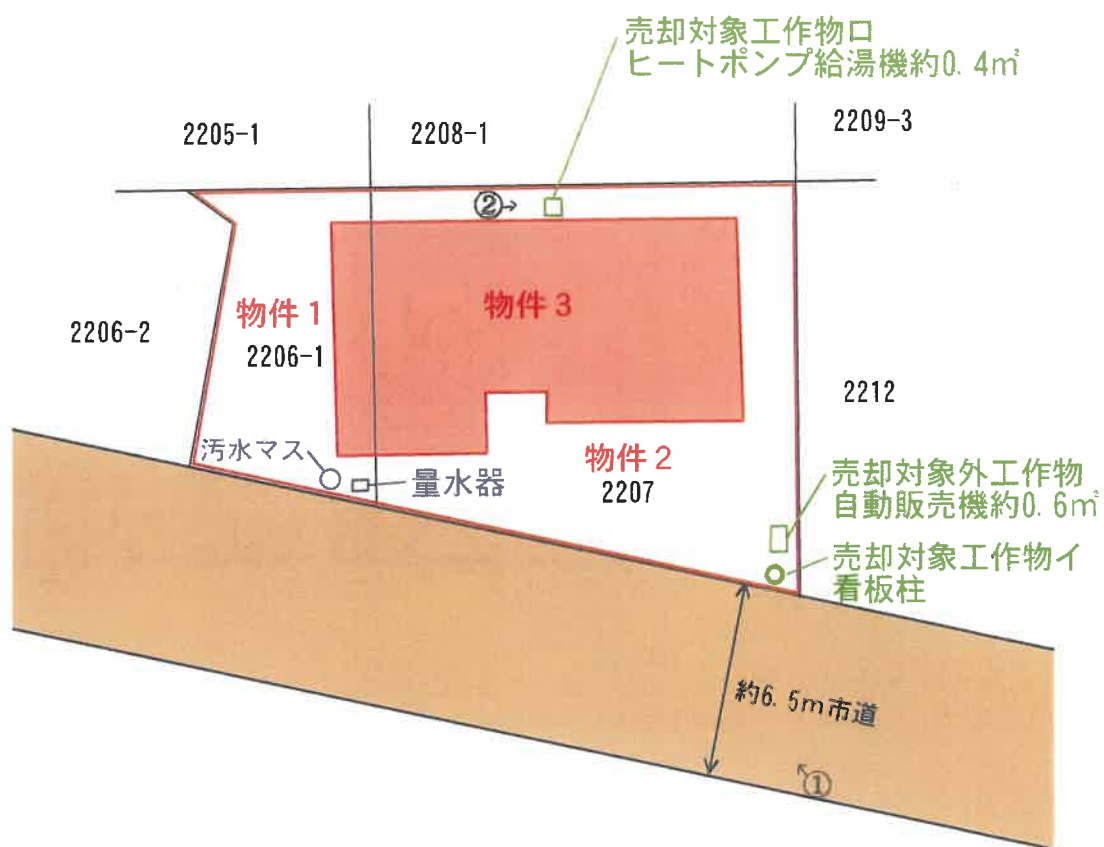
令和 2 年 1 月 18 日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

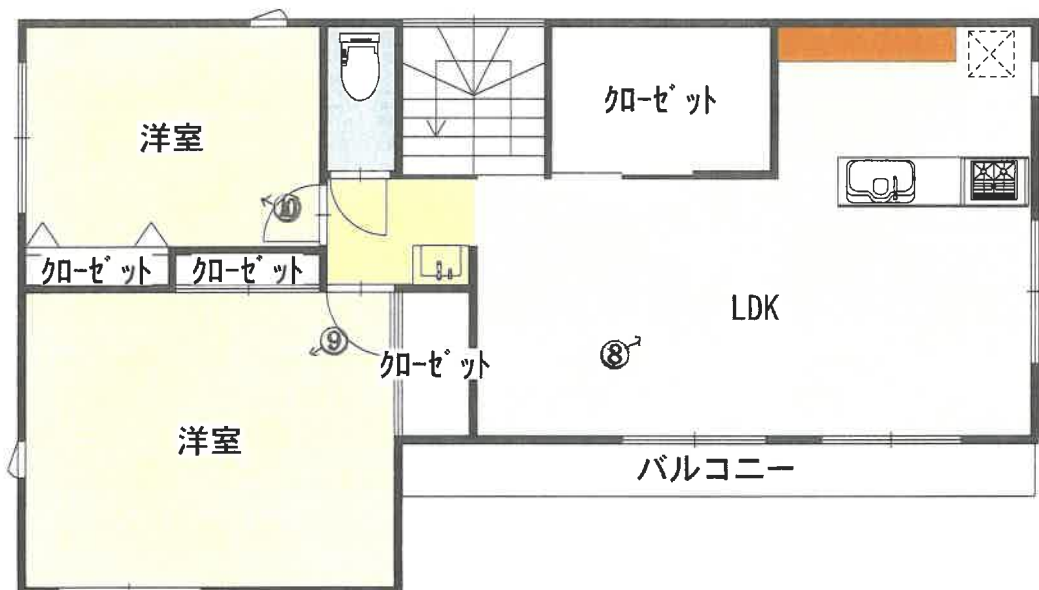


※○→は写真

土地建物位置関係図

(3 枚目)

2 階



1 階





(写真①) 本件土地・建物の全景



(写真②) 売却対象工作物エコキュート



(写真③) 本件建物の内部



(写真④) 本件建物の内部



(写真⑤) 本件建物の内部



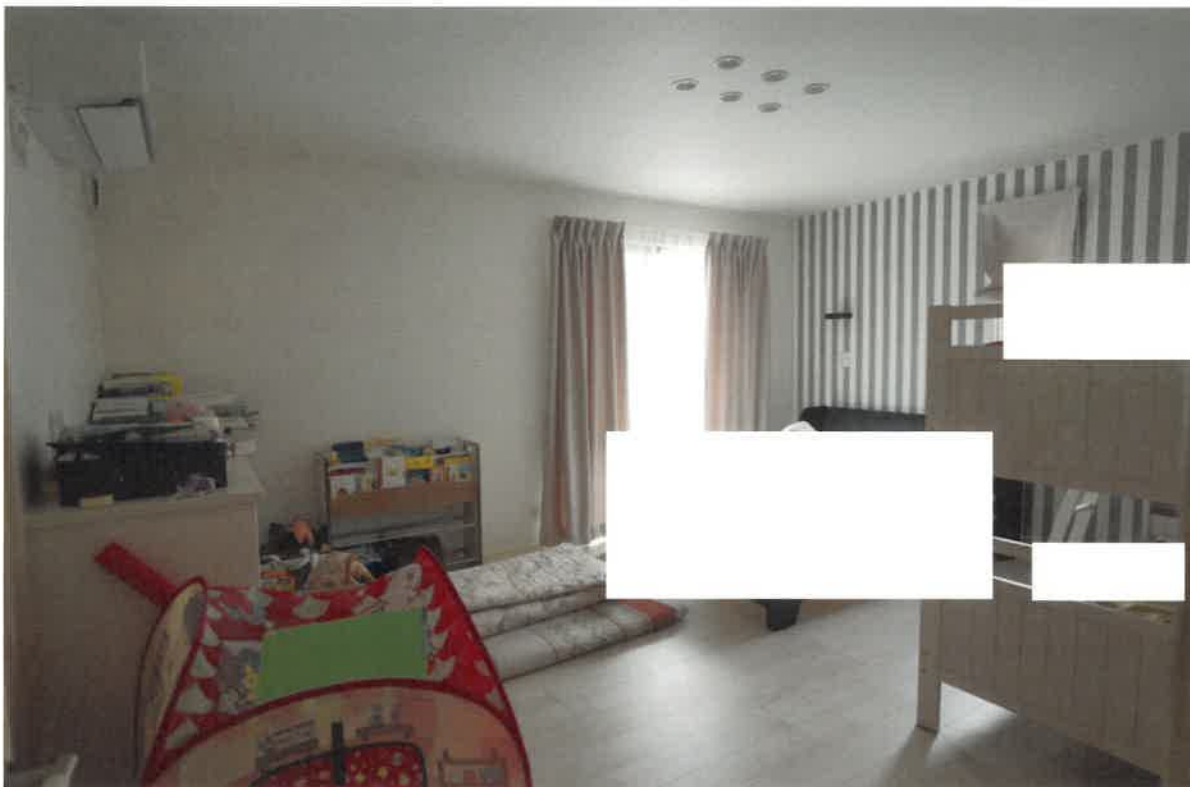
(写真⑥) 本件建物の内部



(写真⑦) 本件建物の内部



(写真⑧) 本件建物の内部



(写真⑨) 本件建物の内部



(写真⑩) 本件建物の内部

令和 8 年 (ケ) 第 2 号
令和 8 年 6 月 1 1 日 評 価
令和 8 年 5 月 2 6 日 現地調査

提出日 令和 6 年 6 月 1 2 日

大分地方裁判所佐伯支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長野 研一

第1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金18,500,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1	1,060,000 円
物件 2	2,820,000 円
物件 3	14,620,000 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1・2（土地）の価格は物件3（建物）のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は物件1・2に係る土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるためには法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	佐伯市中村西町 2206番1 宅地 64.50㎡	
2	所在地 地目 地積	佐伯市中村西町 2207番 宅地 171.90㎡	
3	所 家屋番号 種 類 構 造 床面積	佐伯市中村西町2207番地、2206番地1 2207番 居宅 軽量鉄骨造かわらぶき2階建 1階 92.07㎡ 2階 85.51㎡ 合計 177.58㎡	
番号	特記事項		
1	物件1（2206番1）の面積は地積測量図に基づき64.50㎡とされているが、この地積測量図の形状や位置関係を精査すると、物件1ではなく隣接する目的外土地2206番2（面積64.41㎡）の面積を求めたのではないかという疑義がある。 大分地方法務局佐伯支局の登記官によれば、当時の申請書が残っていないため理由は不明であるものの、当該図面は2206番1の地積測量図として適正に手続きされたものである由。測量図と公図の位置関係が相違していることは問題であるが、その後これを前提として権利関係が積み重ねられていることから、当事者からの申請を待たずに法務局が職権で処理することは難しいとの見解であった。 よって物件1の公簿面積をそのまま採用することとした。		

第4 目的物件の位置・環境等

(1) 対象土地の概況及び利用状況等(物件1・2)

位 置 ・ 交 通	J R日豊本線「佐伯駅」の南西方・道路距離約1.8km 最寄バス停「中央通り一丁目」の北西方・道路距離約260m(徒歩約4分)(別添「物件位置図」「附近見取図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅のほかアパート等も見受けられる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第二種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	建築基準法第22条地域
	そ の 他 の 規 制	周知遺跡なし、立地適正化計画(居住誘導地域)
画 地 条 件	規 模 ;	236.40 m ² (地積測量図具備)
	形 状 ;	ほぼ台形
	間 口 ;	約21.2m 奥 行 ; 約10m
	地 勢 ;	概ね平坦
接 面 道 路 の 状 況	南東側幅員約6.4m市道に等高に接面する。	
土地の利用状況等	同一所有者の建物(物件3)が建っているほか、売却対象工作物(イ;看板柱、ロ;ヒートポンプ給湯機約0.4m ²)及び売却対象外工作物である自動販売機約0.6m ² がある。境界に特に問題となる箇所はなかった。周辺は戸建住宅等が建ち並ぶ。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	なし(オール電化)
	公 共 下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件に引込済みである状態をいう。「引込可」とは前面道路に当該施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで利用できる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な状態をいう。	
特 記 事 項	(1) 土壌汚染の有無については不明である。但し現地調査及び官公署における公表資料を調査した範囲では、深刻な土壌汚染をうかがわせる端緒は認められなかった。なお、評価人としての調査には限界があるため、詳細な土壌汚染の有無及び内容については専門家による調査を要する。 (2) 物件1(2206番1)の面積は地積測量図に基づき64.50m²とされているが、この地積測量図の形状や位置関係を精査すると、物件1ではなく隣接する目的外土地2206番2(面積64.41m²)の面積を求めたのではないかと疑義がある。大分地方法務局佐伯支局の登記官によれば、当時の申請書が残っていないため理由は不明であるものの、当該図面は2206番1の地積測量図として適正に手続きされたものである由。測量図と公図の位置関係が相違していることは問題であるが、その後これを前提として権利関係が積み重ねられていることから、当事者からの申請を待たずに法務局が職権で処理することは難しいとの見解であった。よって物件1の公簿面積をそのまま採用することとした。	

(2) 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和2年1月18日新築 経過年数 7年 経済的残存耐用年数 17年	
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロスほか 天 井 ビニールクロスほか 床 フロア合板、畳ほか 設 備 電気・ガス設備、給排水衛生設備ほか その他 カラーアルミサッシ、オール電化	
床面積（現況）	177.58㎡（公簿面積採用、法務局備付の建物図面と概ね一致）。	
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 添付間取図参照	
品 等	総 合 普 通 使用資材 普 通 施 工 普 通	
保守管理の状況	普 通	特段の劣化・損傷は見当たらなかった。
建物の利用状況	建物共有者らが住居として使用している。	
特 記 事 項	屋根上に売却対象工作物（ハ；太陽光発電システム）がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 割合 オ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ÷カ
1	44,300	0.98	64.50	1.00	—	2,800,000
2	44,300	0.98	171.90	1.00	—	7,460,000
土地 小計						10,260,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 佐伯－1

(公示価格等) (時点修正) (標準化補正) (地域格差) (標準画地価格)

$$44,500 \text{ 円/㎡} \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/100 \div = 44,300 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正 -0.4% (月当り-0.075%)

◇標準化補正 修正不要。

◇地域格差 修正不要（同一近隣地域）。

イ 個 別 格 差 形状。△2%

ウ 地 積 公簿面積採用。

エ 建 付 減 価 上記のとおり査定。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお売却対象工作物の価格は建物価格に含む。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	持分 割合 エ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ＝オ
3	250,000	177.58	0.485	—	21,530,000

ウ 現価率

<主である建物>

- ・ 経過年数約7年、経済的残存耐用年数17年、最終残価率10%とした定率法（現価率0.511）と観察減価法（建物規模がやや過大…△5%）を併用して下記のとおり査定した。

- ・ 現価率＝0.485

$$0.511 \times (1 - \text{観察減価}0.05) = 0.485$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		及ぶ範囲 ウ	敷地利用権価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
1	2,800,000	0.35	法定地上権	100%	980,000
2	7,460,000	0.35	法定地上権	100%	2,610,000
敷地利用権合計					3,590,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ＜1①カ、1②オ＞ ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) ＜2①エ＞イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,800,000	-980,000	1.00	0.97	0.60	1,060,000
2	7,460,000	-2,610,000	1.00	0.97	0.60	2,820,000
3	21,530,000	+3,590,000	1.00	0.97	0.60	14,620,000
一括価格(合計)						18,500,000

ウ 占有減価修正：修正不要と判断。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を考慮した結果、物件1の公簿面積に疑義がある等の理由により、なお市場性が劣ると判断されるので、所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：前記「第2評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地 価 公 示 価 格 佐伯－1
所 在 ： 佐伯市中村西町2199番18「中村西町3-25」
価 格 ： 44,500円/㎡
位 置 ： J R日豊本線「佐伯」駅1.5km
価 格 時 点 ： 令和8年1月1日
地 積 ： 189㎡
供 給 処 理 施 設 ： 水道、下水
接 面 街 路 ： 北西側6.4m市道
用 途 指 定 等 ： 第二種住居地域（60％、200％）
地 域 の 概 要 ： 一般住宅の中にアパートが見られる既成住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 物件位置図
- 2 公 図 写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間 取 図
- 7 附近見取図

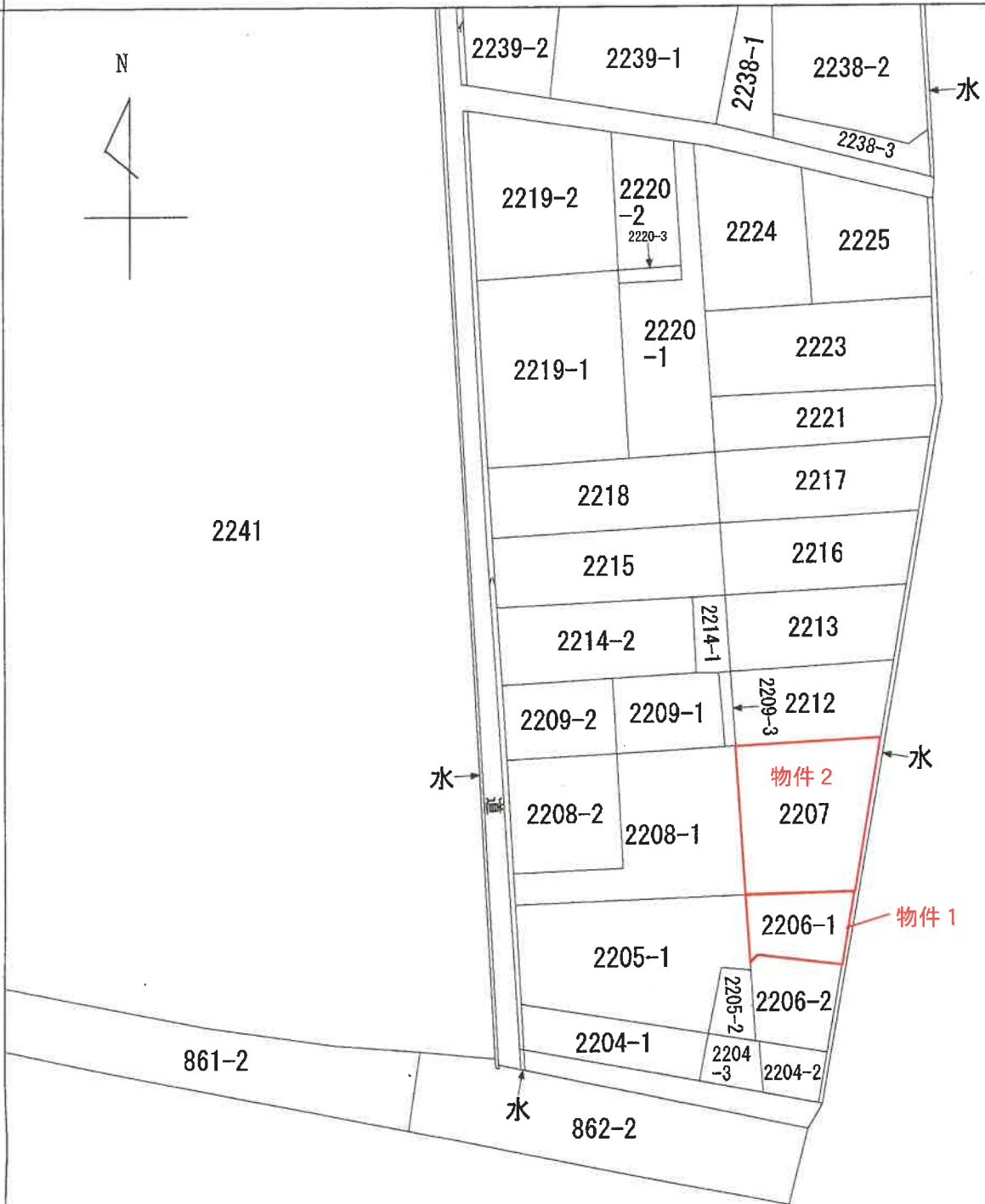
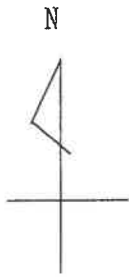
以 上



物件位置図

イ 水
ロ 水

ハ 水



1/600
公図写

038693

前 2206 後 2206-1

45.1.30

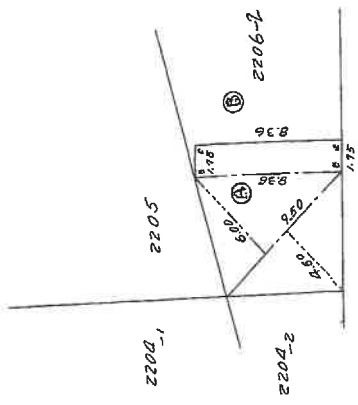
地 積 測 量 図

地 番	2206-1-2
土地の所在	竹伯市 中材林 中材西町

物件 1

面積計算

⑥
$$\begin{aligned} &\sqrt{6.80 \times 9.50} = 57.00 \text{ J} \\ &\sqrt{4.50 \times 9.50} = 42.75 \text{ J} \\ &\text{可 算} \quad 99.75 \text{ J} \\ &\quad \quad \quad \frac{1}{2} \quad \underline{49.875 \text{ m}^2} \\ &\sqrt{1.75 \times 8.36} = 14.63 \text{ m}^2 \\ &\text{合計} \quad \underline{60.505 \text{ m}^2} \end{aligned}$$



70%縮小

縮 尺	1/300
-----	-------

(大分県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：令和2年1月29日

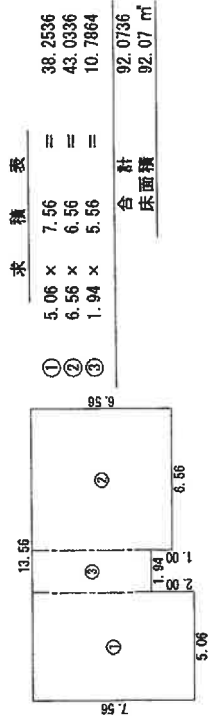
各階平面図

建物図面

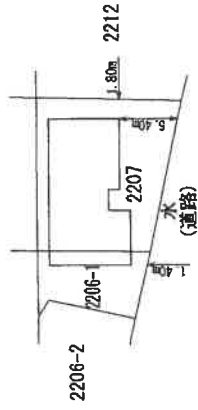
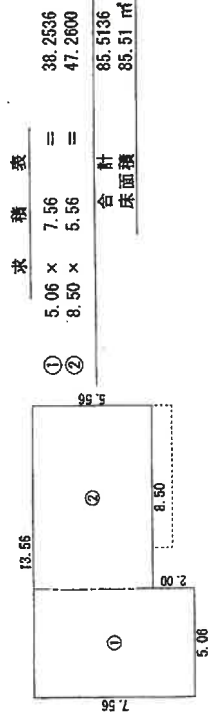
家屋番号	2207番
建物の所在	佐伯市中村西町2207番地、2206番地1

物件3

1階



2階



70%縮小

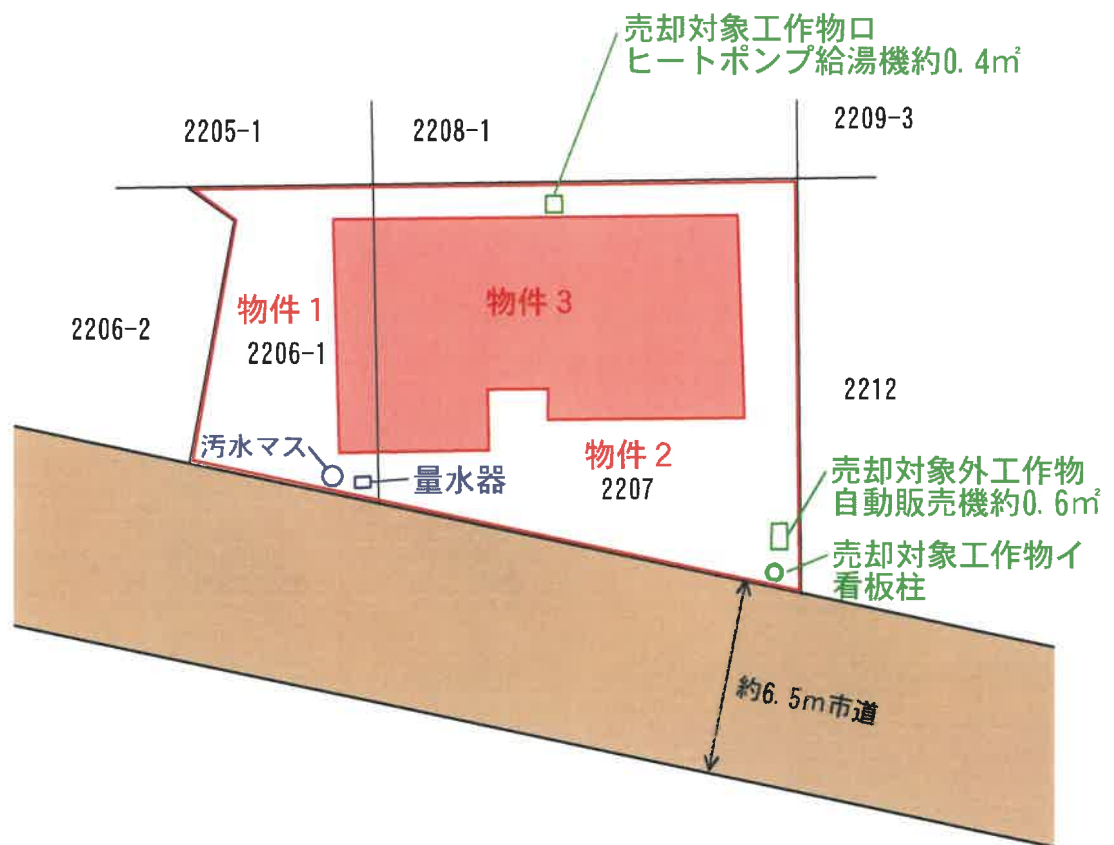
作成者

令和 2 年 1 月 18 日作成

縮尺 1/250

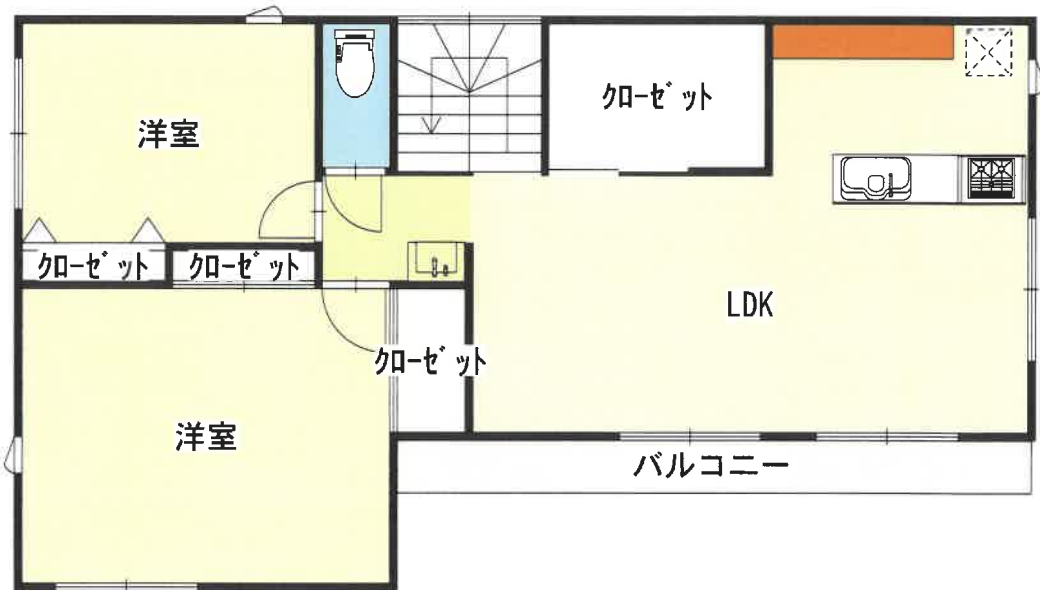
申請人

縮尺 1/500

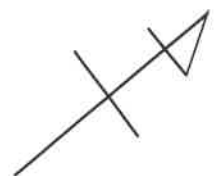


土地建物位置関係図

2階



1階



間取図



附近見取図